

# 社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所事業を行う施設の設備及び運営に 係るガイドライン

千葉県健康福祉部

## 1 目的

生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所）を利用させる事業（以下「事業」という。）の届出に係るガイドラインを定め、適正な利用の確保を図ることを目的とする。

この宿泊所は、一時的な宿泊場所を必要とする生計困難者（以下「生計困難者」という。）のために、無料又は相当低額な料金で施設を利用させ、その自立支援を図るものである。

このガイドライン等に違反して、不当に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をした事業者には、社会福祉法に基づいて事業の制限又は停止を命じる。

## 2 届出事項等

事業の実施者は、社会福祉法第69条第1項に基づく「第二種社会福祉事業開始届」（別紙様式1）に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の実施者が任意団体の場合は、定款、その他の基本約款に代えて、設立趣意書、規約等当該団体の概念を示すものを添付すること。また、個人の場合は、事業実施の理念、目的等を示すものを添付すること。
- (2) 事業の内容には次の事項を記載すること。

- ・自立支援の方策
- ・地域社会との交流
- ・その他実施方針

- (3) 収支予算書は、当該事業の収支が明示されたものとする。
- (4) その他添付書類

- ・間取（部屋ごとの面積記載）、職員体制、施設長の履歴及び資格、建物の種類及び規模、築年数が記載されている書面
- ・施設周辺の地図、施設の平面図
- ・施設の規約
- ・このガイドラインの設備・運営に関する基準を確保していることを示す書面、地域住民の理解を得るために行った措置の内容（方法、実施年月日、相手方、結果等）を記載した書面
- ・利用契約書の様式
- ・施設の賃貸借契約書の写し

## 3 設備基準

- (1) 開設に当たっては、当該市町村における生計困難者数の実情を考慮した規模とすること。
- (2) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守するとともに、当該施設に係る土地、建物等に関連する法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）を遵守すること。
- (3) 一つの居室は、原則として、二つ以上の世帯に利用させないこと。  
なお、地域の実情によりこれにより難い場合は、居室の床面積が1人当たり3.3m<sup>2</sup>以上確保されていること。
- (4) 居室を階間に設けないこと。
- (5) 居室はプライバシーが守られるよう、環境整備に配慮すること。

- (6) 談話室及び相談室を整備すること。相談室を談話室と兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。
- (7) 食事を提供する場合は、食堂を設置すること。
- (8) 浴室は、定員に見合った広さを確保すること。洗面所及びトイレは、居室のある各階に定員に見合った数を設置すること。
- (9) 避難誘導灯・避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全確保を図ること。また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

#### 4 運営基準

- (1) 入居に当たっては、利用者に対し、事業者の名称、利用料に関する事項、福祉サービスの提供開始年月日等を記載した書面を交付しなければならないこと。(社会福祉法第77条第1項)
- (2) 入居に当たって保証人を求めないこと。
- (3) 施設長を配置すること。
- (4) 常時、生活の相談に応じるなど利用者の自立支援に努めること。
- (5) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営に努めること。
- (6) 利用者等からの苦情に対しては、適正な解決に努めること。
- (7) 入浴は、週に3回以上行うこと。
- (8) 食事を提供する場合は、各種法令を遵守するとともに、調理者、調理器具、食品、食器類、食堂等の衛生管理に努めること。
- (9) 利用者の健康管理に留意するとともに、施設内の衛生管理に努めること。
- (10) 消防計画を作成し、避難訓練を実施すること。
- (11) 常に、地域住民との相互理解に努めること。
- (12) 事業者は、下記により事業経営の透明性を確保すること。
  - ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。
  - イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に県へ提出すること。
- (13) 職員待遇については、労働基準法等を遵守し、その向上に努めること。
- (14) 利用者名簿を整備すること。
- (15) 提供する福祉サービスについて広告するときは、内容等について著しく事実に相違する表示等をしてはならないこと。(社会福祉法第79条)
- (16) 施設は一時的な使用が想定されているものであって、事業者は、利用者に対して、利用開始後3か月以内に自立させるよう指導すること。
- (17) 事業者は、宿泊所運営の開始に当たって、無料低額宿泊事業者運営申告書(別紙様式2)に、同事業における自立支援策、利用者の3か月後の転居予定先等を記載して、県及び市町村に提出すること。開始以後であっても、県は、同事業における自立支援の確保のために必要があると認めたときは、事業者に対し、同申告書の県及び市町村への提出を求めることができる。
- (18) (17)の申告書の提出を受けた市町村は、「無料低額宿泊事業に関する意見書」(別紙様式3)を県に提出すること。
- (19) 県は事業者に対し、利用者ごとの自立支援等指導連絡簿を備えさせ、提出を求めることができる。
- (20) 施設内における感染症の発生及びまん延の防止に努めること。

## 5 施設長等の要件

### (1) 施設長の要件

- ア、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者
- イ、社会福祉事業に2年以上従事した者
- ウ、ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者

### (2) 職員の要件

職員は、可能な限り社会福祉主事の資格を有すること。

## 6 費用

### (1) 居室使用料

- ア、居室使用料は、無料又は相当低額であることとし、使用料を徴収する場合には、当該使用料に見合った居住環境を確保すること。
- イ、アの「相当低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて、相当低額な金額であること。
- ウ、敷金・礼金による負担を求めないこと。

### (2) 食費、日用品費等

- ア、食事、日用品等を提供する場合は、食費、日用品費等に見合った内容のものとすること。
- イ、光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること。

### (3) (1) 及び (2) の金額は、文書により本人に明示すること。また、(2) の内訳を文書に示すこと。

## 7 その他

- (1) 利用者を施設のある市町村外から連れてこないこと。やむを得ず市町村外から連れてくるときは、関係福祉事務所(町村にあっては、町村の福祉部局を含む。)と協議すること。
- (2) 施設を開設しようとするときは、県に対し事前相談を行うこと。
- (3) 施設開設前に、施設の所在地の市町村と利用の方法等について協議すること。また、施設設置について近隣住民の理解を得るように努めること。
- (4) 利用者の生活向上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。(社会福祉法第3条、第4条及び第5条)
- (5) 不當に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をした場合は、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第72条第1項)  
なお、当該命令に違反して宿泊所を経営し続けた場合には、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。(社会福祉法第131条)
- (6) 4の(1)及び(15)に該当したときも、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第72条第2項)
- (7) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支報告書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めること。
- (8) 生活保護の対象となる利用者及び申請手続中の利用者の処遇について、福祉事務所の指示があるときは、これに従うこと。

附則 このガイドラインは、平成15年10月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成17年4月1日から適用する。

**第二種社会福祉事業開始届**

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

氏 名

印

法人にあっては、名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名

第二種社会福祉事業を開始したので、社会福祉法第69条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 経営者の名称	
2 主たる事務所の所在地	
3 事業の種類及び内容	
4 施設の名称	
5 施設の設置場所	
6 施設の電話・ファクス番号	
7 定員数	
8 室数	
9 施設長の氏名	
10 事業開始年月日	
11 その他参考事項	

**添付書類**

- 1 定款その他の基本約款
- 2 収支予算書

別紙様式2

**無料低額宿泊事業者運営申告書**

- 1 事業者の名称（氏名）、所在地（住所）及び連絡先
- 2 施設について
  - (1) 施設の名称及び所在地、定員
  - (2) 施設長の氏名及び経歴
- 3 事業を行う市町村における、ホームレス等生計困難者の推定人数及びその根拠
- 4 利用者に対する自立支援の方法
  - (1) 自立支援の具体的方法
  - (2) 自立支援の責任者の氏名及び経歴
  - (3) 利用者の就労支援の協力企業等  
(企業等の名称、業種、想定される業務、事業所の所在地及び電話番号を記載)
- 5 3か月経過後の利用者の転居先となる住宅
- 6 収支予算の算定根拠
  - (1) 職員人件費（職員ごとに氏名、業務、勤務時間、給与月額を記載）
  - (2) 職員以外の者（団体の役員等）に報酬又は給与を支払う場合、支給対象者、支給額及び当該支給対象者に支払う理由（個人経営の場合は、事業者自身について記載すること）
  - (3) 地域における同種の部屋の賃貸価格帯及びその調査方法（調査先等を具体的に記載）
  - (4) 建物の賃借料を支払う場合、その額及び算定根拠

## 無料低額宿泊事業に関する意見書

年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 団

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業の開始に関して、下記のとおり意見書を提出します。

1 事業の概要

- ・事業者名
- ・事業地
- ・事業開始時期
- ・施設の概要（構造等）
- ・施設の定員

2 当該施設で自立支援ができる可能性についての所見（施設周辺での就労先の有無等）

3 施設周辺の住宅事情（利用者の退去後の住居となる住宅の有無等）

4 周辺住民の理解（住民説明会の日時及び場所、住民の意見等）

5 市町村のホームレス対策の現状及び今後の取組み

6 上記を踏まえた市町村長の意見